



ともしひ運動
ともに生きる福祉社会づくりをめざして

“KANAGAWA”

福祉タイムズ

2005 10 No.647

発行日 2005年（平成17年）10月15日
毎月1回15日発行
発行所 〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
TEL045-311-1423 FAX045-312-6302
<http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyo/>
横濱発行人 米倉孝治
定 價 100円（税・郵送料込）
印刷所 株式会社 神奈川機関紙印刷所
昭和27年1月30日 第三種郵便物認可



「幸せな子ども時代を伝えたい」神奈川県里親会の会長を務める星野崇さんと奥さんの庸子さんは、大勢の家族で暮らすのが夢だった。15年前に里親を始め、今まで短期を含めて11人の里親になり、現在は3人のお子さんの里親になっている。夫妻は「いつもこの子たちからエネルギーをもらっています。反発もして大変なこともあるが、優しさや思いやりなど素晴らしいものを一杯秘めています。子どもたちが成長していく姿は何とも言えない嬉しさがあります」と目を細めながら話していました。（写真・文 菊地信夫）

今年は戦後六十年、人間にしてみれば還暦を迎える年で、思えば長い月日です。
私が終戦をむかえたのは小学二年生で、現在の韓国ソウル市でした。長男の私の下には三人の妹があり、引き揚げて来るにも親は大きな苦労をしました。
食べるのもなく、買い出しの手伝いをさせられたことは、とてもつらいことでした。
終戦年の大晦日はとても寒い日だったので記憶しています。少し離れた場所の大きな豆腐屋では、午前三時頃に「おから」を売ると言う話が伝わり、前日の午後十一時頃には行列ができました。私は母親と二人でどんぶりを持つて並んでいました。除夜の鐘が鳴り、誰ともなく「おめでとう」と挨拶をしているのを覚えています。

何時もより早く店が開き、行列が動き始め、明るい店内はもううと湯気が上がり、大柄のおじさんが私のどんぶりに大盛りに「おから」を入れ、「おめでとう」と言いながら、その上に一枚の油揚げをのせてくれました。寒さと人の暖かさに思わず涙が出てくるのを見て、周りの人たちも暖かく笑ってくれました。私が数え年九歳の忘れる事のできない思い出です。

今年は戦後六十年、人間にしてみれば還暦を迎える年で、思えば長い月日です。
私が終戦をむかえたのは小学二年生で、現在の韓国ソウル市でした。長男の私の下には三人の妹があり、引き揚げて来るにも親は大きな苦労をしました。
食べるのもなく、買い出しの手伝いをさせられたことは、とてもつらいことでした。
終戦年の大晦日はとても寒い日だったので記憶しています。少し離れた場所の大きな豆腐屋では、午前三時頃に「おから」を売ると誰ともなく「おめでとう」と挨拶をしているのを覚えています。

今年は戦後六十年、人間にしてみれば還暦を迎える年で、思えば長い月日です。
私が終戦をむかえたのは小学二年生で、現在の韓国ソウル市でした。長男の私の下には三人の妹があり、引き揚げて来るにも親は大きな苦労をしました。
食べるのもなく、買い出しの手伝いをさせられたことは、とてもつらいことでした。
終戦年の大晦日はとても寒い日だったので記憶しています。少し離れた場所の大きな豆腐屋では、午前三時頃に「おから」を売ると誰ともなく「おめでとう」と挨拶をしているのを覚えています。

目次.....CONTENTS

法令遵守はよりよいサービス提供のための確... 2 · 3 · 4
第五十回神奈川県身体障害者福祉大会開催... 5
児童相談所所長との連絡調整会議の開催... 6
長寿社会開発センターいきいきはづらつ... 7
連載・サービスを生む・育てる(7) ... 10 · 11

神奈川県民生委員児童委員協議会

広報委員長 鈴木立也

今年は戦後六十年、人間にしてみれば還暦を迎える年で、思えば長い月日です。
私が終戦をむかえたのは小学二年生で、現在の韓国ソウル市でした。長男の私の下には三人の妹があり、引き揚げて来るにも親は大きな苦労をしました。
食べるのもなく、買い出しの手伝いをさせられたことは、とてもつらいことでした。
終戦年の大晦日はとても寒い日だったので記憶しています。少し離れた場所の大きな豆腐屋では、午前三時頃に「おから」を売ると誰ともなく「おめでとう」と挨拶をしているのを覚えています。

法令遵守はよりよいサービス提供のための基礎

個人情報保護法への具体的対応を中心に

前号では、法令遵守（コンプライアンス）の基本的な考え方や仕組みを中心にご紹介しました。

どのような分野の事業者であっても法令や法人理念などの遵守により、社会的信頼を獲得、維持していくことが今後ますます重視されることは前号でお伝えしたとおりです。

今号では、本年四月に法が全面施行されたことにより事業者の体制整備が急がれる「個人情報保護」への対応のあり方を中心におきながら、利用者の自立生活支援という特性をもったサービスを提供する福祉分野の事業者に求められる法令遵守への対応について、引き続き考えていきます。

個人情報保護法の対応への困惑

去る八月下旬、本会施設部会が開催した、個人情報保護法（以下、「法」という）への対応をテーマとした研修会には、予想をはるかに超える三百六十名の参加がありました。

参加者から寄せられた質問では、法の解釈に関する事項など、日常のサービス提供場面で対応に苦慮していることなどが次々と挙げられ、福祉の現場において法への対応をはかる中で、多くの事業者が少なからず戸惑いを感じている様子が窺えました。（質問内容及び回答については本紙三面・四面を参照）。

法の趣旨を正しく理解する

法は、その第一条で「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としていることなど、個人情報の取り扱いの禁止ではなく、取り扱いの適正化をはかるうえで事業者が行うべき義務事項について定めています。

適正な取り扱いのためのルールとしては、「取得・利用に関するルール」、「適正・安全な管理に関するルール」、「第三者提供に関するルール」の4つがあります（詳細は内

閣府のホームページを参照のこと
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/kaisetsu/index.html>）。

福祉現場におけるサービス利用者の個人情報の取り扱いにあたつても、これらのルールが適用されることになります。

事業者は体制整備を

国では、事業者の取り組みにあたって重要な事項として①プライバシーポリシーの策定・公表等事業者が行う措置の対外的な明確化、②事業者内部の責任体制の確保のための仕組みの整備と委託先の監督体制の確保、③従業者の個人情報保護意識の徹底をはかることを挙げています。また、各事業分野での取り組みについてガイドラインを示しています。

法が規定する個人情報取扱事業者の要件に該当しない場合であつても、個人情報を取り扱う以上はこれらを遵守することが求められます。

生活支援サービスとして

福祉サービスは「利用者の自立生活支援」を目的とするものですが、サービス利用者の生活は特定の事業者のみの関わりだけで完結するものではありません。生活支援のためには、他のサービス提供

機関や地域との連携が不可欠となります。

福祉サービスにおける個人情報保護への対応において、事業者が直面している課題には、連携する他機関への利用者の個人情報の提供についてや、意思表示が困難な利用者の本人同意に関する事項、虐待など権利が侵害されている利用者の個人情報の取り扱いと例外事項の解釈についてなどがあります。いずれも具体的な実態に合わせたルールの適用については判断が難しいものも多く、事業者としては、各種セミナーなど学習機会の活用や弁護士などによる助言を得る仕組みをもつなどの努力が求められます。

サービス利用者にとつての最善

法の全面施行から半年が経過し、新聞紙上などでは個人情報の管理事故と共に、取り扱いに慎重な対応をしている事例についての記事も目にするようになりました。リスクを回避することは事業者の責務であり、より慎重な対応をはかることが望ましいことといえますが、それは「サービスの利用者にとつての最善の利益に配慮しつつ、はかられた対応であるか」ということが問われます。利用者不在のまま事業者側の都合だ

けで取り組みをすすめた場合、結局はサービスの質の低下を招き、結果利用者の信頼感を損なうことになります。

福祉分野において利用者優先の姿勢で取り組むことは当然です。このため利用者にとって最善のサービスを提供することと法令に定められたルールを遵守することの両面をふまえながら、個人情報保護への対応をはかることがより強く求められます。

事業者に求められる高い倫理観

一方で、利用者にとって最善のサービスの提供ということを考えた場合に、事業者が陥りがちな落とし穴があります。

福祉サービスの利用者には自己決定や自らの意思を他者に伝えることに困難を抱える方も多く、事業者の支援を必要としますが、時として「利用者のために」という思いが先行して、事業者が利用者に代わって判断をし、代行をすることがあります。

もちろん利用者の心身の状況などによっては事業者がその専門性を發揮し、利用者の代弁をすることで権利利益を護ることが求められる場合もあり、一概に否定されるものではありません。しかし、とかく自身の振る舞い

は自身には見えにくく、無自覚にしてしまうことなどもあります。

これらのこととは、個人情報の取扱いの問題を超えて、人権の侵害につながる場合もあり、事業者は法令の規定や法人の規範などに照らして常にふりかえりを行い、自ら襟を正していくことが欠かせません。事業者には高い倫理観に基づく自己の客観的検証を行う力量を備えることが求められます。

社会的信頼といふ財産

法令遵守は目標でもなければスローガンでもありません。事業者にとって、社会に対し果たすべき基本的な義務です。

事業者に求められる法令遵守事項は個人情報保護だけでなく、情報公開や情報提供、苦情解決対応など様々あります。

その遂行には地道な努力の積み重ねが必要とします。目に見える成果があがるものでもあります。しかし、社会的信頼といふ貴重な財産を獲得するためには事業者にとって不可欠な取り組みであること間違ひありません。

福祉事業者は県民からの厚い信頼と期待を裏切ることのないよう、一層の努力が求められます。

(企画課)

8月29日本会施設部会研修会における質問とコメント(監修 栗原勤:弁護士・本会福祉施設経営指導事業専門相談員)

キーワード	種別	現場での課題と質問	コメント
(1) ケース記録の作成と扱い方	児童・母子	① 児童に関わる「記録」の管理と、本人や保護者からの開示請求への対応は(児童相談所より提供を受けた児童票の扱い、施設で作成する育成記録の扱いなど)。 ② 個人情報の開示を前提に、施設側がケースに対して判断した表現を、どの程度まで記載してもよいのか。客観的事実のみで、ケースに対する思い入れを記載してはいけないのか。	本人からの請求があれば、原則として、開示しなければならないことを前提に個人情報を取得・保有する必要があるが、法では次の3つの例外を認めている。①本人または第三者の権利利益を害する場合、②当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、③法令に違反することとなる場合であり、このケースでは、「児童相談所より提供を受けた」とあり、児童相談所と施設との関係性や信頼性において支障を及ぼす恐れがあると考え、開示しなくともよいと判断できる。
	障害	③ ケースカンファレンス実施時の、情報の取り扱いへの配慮。	事前に通知した利用目的の範囲内で利用することに関しては特に問題がない。当初の利用目的を逸脱する場合は、同意を求める。同一事業所で職員がミーティングに際して利用者の個人情報を利用する場合には、情報の第三者提供には直接あたらない。
	障害	④ ケア会議の資料作成にあたって、どこまで記載は可能か。福祉事務所ワーカー、利用施設担当、ヘルバーステーション、ドクターが入った場合、保護者との関係ではどうか。	個人情報は本人から直接取得することが原則。第二者がから取得した場合には、その旨を通知すること。また、サービス提供のために他事業者に個人情報を提供する場合は、どの様な種類の事業者に、どの様な形態で提供するのかを明示する必要がある。特定の事業者と個人情報を共同利用する場合は、その目的と範囲、管理体制者を利用目的に掲げること。又、連携が予定されている場合は、重要事項説明書などに連携する事業者の概要を記載しておくとよい。
	障害	⑤ 相談業務そのものがアウトなものであり、どの時点で書面の確認なり、契約なりをしたら良いのか。	相談業務の場面とケアマネジメントの場面を区別すること。相談場面であれば必要な範囲での記録を行う。ケアマネジメントに入った段階では、個人情報の取り扱いについての十分な説明を行い、同意を得た上で、契約を行う。事業所における業務マニュアルの徹底を図ること。
(2) 障害特性への配慮	障害	① 利用者へ説明するのに、根拠となるものがない場合(役所名で発行されたものがある場合はよいが)に、単に施設からの発信書類で有効になるのか。	相談の段階での契約書の取り交わしましては必要ないと思われる。両ガイドラインⅢ-2では、利用目的を本人が認識できる状態におくための留意点として次の3つを挙げている。①掲示により公表する場合、受付の近くなどに大きな文字などで利用目的とその内容を表示する。②受付時、サービス利用開始時、入所時には、個人情報の利用目的について十分な説明を行う。1回の説明だけでは十分な理解が得られない場合は、落ち着いた時期に改めて説明を行ったり、サービス提供に係る計画等に個人情報の取扱いを記載する。③本人や代理人、家族の希望がある場合は、詳しい説明や利用目的の内容を記載した書面を交付する。
	障害	② 新規の相談を受けた時、プライバシーポリシー等の説明を行うことになるが、相談者と事業所間で個人情報の取り扱いについて、契約書の取り交わしは必要か。	判断能力に欠ける重度の知的障害者や認知症の高齢者の場合は、本人の同意を得ることができないため、成年後見制度に基づく後見人等の法定代理人から同意を得る。成年後見制度を利用して、家庭裁判所に申し立てを行い、後見人等を選任する必要がある。ただし、人の生命・身体等の保護に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合(例えば、緊急入院など)は、同意がなくともよい。同意が不安定で、判断能力が不十分な場合は、本人の同意を得るほか、家族の同意も得ておくことが望ましいとガイドラインにある。
	障害	③ 意思確認が困難な重度の知的障害者に対して、個人情報の取り扱いに関する同意をどう取るのか。成年後見制度の適用がこの点からも必要度が増しているように思うが、どうするのか。	病院への付き添いでの氏名、年齢、病歴等の代筆、医師の問診に関する介助の場合、利用目的に盛り込まれていれば問題はない。サービスの一環として代筆、介助を行うことを事前(入所時)に説明し、同意を得ておくことが必要。重度の場合は成年後見制度を利用し、後見人の同意を得ておくこと。視覚障害の方の代筆、代読についても問題はない。
	障害	④ 認知症、知的障害のある方への代筆、介助はどこまで可能なのか。視覚障害の方の代筆、代読はどこまで可能なのか。	
	障害	⑤ 認知症、知的障害のある方への代筆、介助はどこまで可能なのか。視覚障害の方の代筆、代読についても問題はない。	

キーワード	種別	現場での課題と質問	コメント
(3)名簿情報、連絡網、行事、広報活動での配慮	保育	① 卒園児のアルバム、住所録、職員住所録などの扱い。 ② 夫婦別姓のため、園児の表示を全て名前のみにしてほしいという要望との他の園児の扱いに苦慮している。 ③ 父母の会文集や行事写真の貼り出し、誕生会のお祝いボード、作品展で個人名を表示することについて。平仮名、フルネームで表示していたが、今年は保護者に、作品展に名前が平仮名で表示される旨、伝えた上で掲示することに。クラス懇談会で扱いを決めてよいのか。文書で保護者の了解をとった方が良いのか。	ポイントは、入園・入所時に個人情報の取り扱いについて、十分な説明を行い、施設の方針や考え方を示し、全員の同意が得られるように努力をすることである。全員の同意が得られなければ、同意が得られた範囲で利用をするか、利用はできない。住所録は、今後はますます利用が難しくなるものと思われる。電話番号の記載については配慮する必要がある。しかし、緊急時連絡網などは、サービス提供上必要なものと考えられるので、掲載内容、共同利用の範囲を決めて、取り扱う必要がある。
	老人	④ 居室の入り口に氏名の札を下げる事、玄関受付にて通記の面会簿、また外出簿の扱い方。	不特定多数の方々が出入りする保育園の中には、①本人を特定できるもの（顔写真やシールズボックスなど）の掲示を行わない、②保護者が、園を通して個人的に他の保護者に連絡をする場合は、相手の承諾を得た上で教える、③保護者が会が発行する卒園アルバムは、発行者の責任において発行していただくことを保護者に周知しているところも出てきている。
	障害	⑤ 保護者氏名・電話番号を記載した緊急連絡網を、保護者会の了解を得て作成・配布しているが、留意点は。	写真の掲載については、本人の同意が得られた範囲で利用することは問題がない。必要に応じて、マスキング、切り抜きなどで対応することも考えられる。
	社会	⑥ 施設対抗スポーツ大会等の名簿の取り扱い。 ⑦ 年末に配布する利用者・職員住所録への配慮。 ⑧ 旅行時等保険や减免を受ける場合の身障手帳のコピーや、氏名・年齢などを提出する問題。 ⑨ 広報紙やホームページでの顔写真などの取り扱い。	なお、居室の表示についても、同意が得られない方にについては表示をしない、面会簿については個票形式に変更する、外出簿については直接サービスに関係する職員が管理するといった配慮が必要である。
	児童	⑩ 虚偽ケースにおいて、18歳未満であるため、本人の同意だけでなく、保護者の同意を必要とする。	
	園子	⑪ 解決困難なケースで、関係機関の協力を得るため、かなり立ち入った情報を提供しなければならないが、第三者に個人情報を提供する場合の留意点。	
	老人	⑫ 事業所として、個人情報管理規程、就業規則等で管理をしているが、類似事業所間で個人情報管理に関する誓約書など取り交わしておくことが必要か。	①②個人情報の取得に際しては、本人が未成年者・被後見人である場合、同意は法定代理人である親権者あるいは後見人から得なければならない（本人に一定の判断能力がある場合は本人からも同意を得ることが望ましい）。逆に、被後見人ではないが、判断能力が不十分だと考えられる場合、本人の同意は不可欠だが、家族の同意も得ることが望ましい。なお、利用者である未成年者・被後見人から「家族に関する個人情報」をその家族の同意なく取得することはできない。判断能力が不十分な場合も同様で、必要な情報は家族から直接取得すること。
	障害	⑬ 予め限定された相手先に必要最小限の情報を提供する際、本人・家族から同意書を頂いているが、法人内として1枚で良いか、また、利用目的を記し、同意書を頂いているが、どこまで項目を列記する必要があるのか。大まかなものでは意味がないように思われるが、細かくなり過ぎても実際的ではない。また、押印がないと同意の効力はないのか、知的障害の方には、本人の同意のみでなく、保護者等の同意も必要か。	第三者提供のポイントは、本人の同意が取れているかどうかにある。法は、その上で、人の生命・身体等の保護に必要で本人の同意を得ることが困難な場合など一定の場合、本人の同意がなくとも目的的利用を認めている。保護者の同意についても同様で、児童相談所と相談の上、対応を図ればよいと思われる。
	児童	⑭ 退園したAに、入所仲間だったBの連絡先を教えて欲しいと言われた。Bの住所は分かるが、後は分からないので「分からない」と対応した。適切な対応は。	⑬(1) 後半に記載のとおり（どの様な事業者に、どの様な形態で提供するかを明示する。特定の事業者と共同利用する場合は、その目的と範囲、管理責任者を利用目的に掲げる。予め連携が予定されている場合は、重要事項説明書などにその事業者の概要を記載しておく。） ⑭複数作成する必要はない。法では、利用目的を「できる限り特定」することを求めている。本人が、どのような目的で、どのように利用され、その利用が目的の範囲内か範囲外かを判断できる程度であればよいと思われる。法的には押印がなくとも有効であるが、念のために押印をいただいておいた方がよい。
(4)説明責任、第三者提供の留意点	障害	⑮ 入退所、移動、死亡等他の利用者や家族に知らせる際の留意点。月間施設通信に実名を記載すること。	個人情報の第三者提供にあたるため、Bの同意が得られれば、必要な範囲で提供しても問題はないが、Aの本人確認とともに、理由を聞いて、Bにもその旨を伝えること。
	社会	⑯ 利用者が死去された場合、同じ利用曜日である方に「お知らせ」を行っているが、「なぜ、事前に経過を教えてくれないのか、見舞いにさえ行ってはいけなかつたのか」と訴えがあった。その方には、個人情報の保護について説明の上、ご容赦願いたいと伝えているが、十分な納得をして頂けたのか疑問である。	入退所、移動に関しては、原則として、本人の同意を得ること。その際、予め時間をかけて十分な説明を行うとともに、掲示板などに理解できるような表示を行うことなどが必要であると思われる。本人が同意しない場合は、周知は行わない。
	福祉	⑰ 長期入院となった利用者の友人が「どうしても入院先を教えてほしい」と訴えたため、施設責任者と検討し、本人と入院先医療機関のMSWにも了解を取った上、病院名のみ教えた。どこまでえて良いのか。	死亡した人の情報は個人情報に含まれないので、公表してもよい。ただし、亡くなった方の情報でも、生存する遺族の方に関連する情報が含まれている場合があるので注意が必要。また、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」では、遺族からの診療情報等の開示について、特段の配慮を求めてている。
	医療	⑱ 診療記録等は、從来から身分法で守秘義務規定があり、慎重に扱ってきた。本法は、プライバシー保護と同様して無用の混亂を生じる傾向がある。プライバシー保護の意味で、サービスを改善することは良いことだが、本質は個人情報を大事に考え、本人の同意を得ないで第三者に提供しないことに集中すべき。	プライバシー情報とは、個人の私生活上の事実に関する情報、まだ社会一般の人が知らない情報、一般人なら公開を望まない内容の情報の条件を全て満たすものである。混亂を生じないよう、事業者における情報の取り扱い全体について、組織的な判断を行い、その対応を整理しておく必要がある。
(5)実習生・ボランティアなどの受け入れにおける対応	更生	⑲ 住所不定状態の方と係っているため、警察署からの問合せが多い、署からの電話や署員の来所など、口頭での照会依頼には、その場で対応できない旨を伝え、施設の管轄局で相談してもらうよう伝える。管轄局からの文書による照会依頼があれば対応する。	法は、第三者提供に際して、本人の同意を不要とする4つの例外を設けている（両ガイドライン参照）。その1つ「法令に基づく場合」に該当。捜査機関の行う任意調査のような任意によるものであっても、法令に基づく場合は本人の同意を得る必要がないとされている。必ず、照会者の本人確認と身分確認を行うこと。
	介老	⑳ 介護保険証の番号等の問合せに、どこまで黒く塗りつぶすか迷う。誰のものか分らないことがあるし、急用時の対応が問題。継続ケアを行うために職種間で頻繁に情報の交換を行うため、知り得た情報を使用し、ケア計画を立案・実行するが、私たちがどの部分まで情報を得ているかを本人が気にしているのではないかと思うと、情報を提供できないことがある。	介護保険事業者はFAXのやり取りが多いため、個人が特定できる内容はマスキングすること。緊急の場合はFAX送信後、電話をし、マスキングの部分も含め、必要な情報を伝える。
	児童	㉑ 実習生やボランティアへの児童の状況説明。知り得た園児の情報を他に譲らないこととの実習生への周知。	関係機関より提供された個人情報については、本人の了解を得ていることが前提であると思われる。その事業所に、個人情報の提供について本人から同意を得ていることを確認し、取得後、本人に利用目的を通知または公表すればよい。
	障害	㉒ 実習生や外部の方に、施設及び介助方法などの説明をするため、利用者の個人名も入れて説明したところ、「自分の名を無断で他人に教えた」とクレームがあった。クレームは妥当かと思われるものの、必要最小限のことでもあり、取り扱いの困難さを感じる。	利用目的に、実習生やボランティアに対する個人情報の取り扱いを明記する。その上で、個人情報の取り扱いに関する誓約書を取り交わし、十分な説明を行う必要があると思われる。
	障害	㉓ 実習生や外部の方に、施設及び介助方法などの説明をするため、利用者の個人名も入れて説明したところ、「自分の名を無断で他人に教えた」とクレームがあった。クレームは妥当かと思われるものの、必要最小限のことでもあり、取り扱いの困難さを感じる。	実習生・ボランティアと、外部（視察見学など）とは区別して考えることが必要である。外部に対しては実名まで伝える必要はないようと思われる。①同様、利用目的に盛り込むこと、守秘義務の負わせ方についても十分な説明をしておくこと、利用者の同意を得ておくことが守られ、きちんと整理されていれば問題はない。

<凡例>種別は施設部会を構成する10の協議会=児童福祉施設・母子生活支援施設・保育・老人福祉施設・障害福祉施設・社会就労センター・福祉医療施設・更生福祉施設・地域生活施設・介護老人保健施設(各々末尾に協議会を付す)を示す。

本表は、施設部会委員会委員及び参加者からの質問等を要約したものであり、法やガイドラインを理解すれば、ある程度判断できるもの、制度上違う観点が必要なもので、コメントし難いものは省略した。また、コメント文中にあるガイドラインとは「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を指す。(社会福祉事業課)

第五十回神奈川県身体障害者福祉大会開催

（県身連創立五十周年記念）



多くの参加者を前に、主催者挨拶を述べる
県身連、横地甲子夫会長

去る九月二十五日（日）、第五十回神奈川県身体障害者福祉大会が神奈川県身体障害者連合会と神奈川県の主催により、海老名市文化会館大ホールを会場に一〇〇〇余名の参加のもと、盛大に開催されました。

本大会は、県内の身体障害者が一堂に会し、障害福祉にかかる課題を確認しながら、連帯を深め、ともに生きる福祉社会の実現に向けて大会宣言にかかる行動を決意し、もつて身体障害者の社会参加及び社会福祉の向上の促進を目指すことを目的として開催されたものです。

大会宣言

（前文省略）

一、私たちは、障害者が自立した生活ができるように、必要なサービスが提供され、安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、障害のある人の地域生活が確立されるよう注視し、働きかけていきます。
二、私たちは、障害者基本法が、障害者に対する差別や権利侵害の禁止等の改正趣旨を踏まえて、適切に施行されるよう、働きかけていきます。
三、私たちは、いつでもどこでも安心して暮らせる地域社会を創造するために、関係者との連携を強めながら、自らの力を十分に發揮するよう努力します。

（財）神奈川県身体障害者連合会）
今年度は神奈川県身体障害者連合会創立五十周年の記念すべき大会であり、会員一同大会宣言にかかる目標に向かって、より一層の結束力を高め、今後の活動にも存分に力を発揮していくことを確認し合いました。

（募金にみた地域福祉力）
数人がかりで半日はかかる大仕事が今年もようやく終わった。一千札がまばらで、一万札は皆無。地区社協の「会費」という名目の任意の寄付金。

（募金にみた地域福祉力）
数人がかりで半日はかかる大仕事が今年もようやく終わった。一千札がまばらで、一万札は皆無。地区社協の「会費」という名目の任意の寄付金。

読者

の声

時に担当世帯を歩いて、たまたまいた方からのみいただく。

世帯分集まらないと「不足」が目立つので組長は何度も再訪問して必死に集める「自治会費」とは大違ひなのである。

ただそれだけの指示。なのに結果に大きな開きが出た。

下がりっぱなしの自治会長は、「例年通り」「組長に行動を注文したら文句を言われる」との姿勢であった。

自治会長に左右される「町の福祉の資金」。我が自治会費からの一括納入している共同募金が本当に「住民の意思の反映（参加）」となつてているのか気がかりになつた。

一般的に、会長から組長・班長に募金趣旨といつまでに集めるなどの手順が説明され、組長・班長が各世帯にどのようにして集めるかはまかされていた。
つまり、組長が自分の空いた日

投稿をお寄せください

「福祉について思うこと」をテーマにした投稿をお待ちしています。他のテーマや本紙内容へのご意見ご感想でも結構です。
分量は700字程度。
匿名でも結構です。



郵送：〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-2
FAX: 045-312-6302
Mail: kikaku@jinsyakyo.or.jp
いずれも「県社協企画課タイムズ係」と明記のこと

県社協のひろば

児童相談所所長との連絡調整会議の開催

県民児協では去る九月十二日、県中央児童相談所において「児童相談所所長と県民児童常任理事との連絡調整会議」を開催しました。

児童虐待の問題が深刻化する中、民生委員児童委員、主任児童委員（以下、「児童委員」）は児童相談所との連携を密にして、その予防・再発防止に向けた活動を行っています。この会議は更なる支援の充実を目的に、平成十三年度より年一回、五ヶ所の県児童相談所の所長と十二名の常任理事が集い、意見交換を行なっているものです。

会議では、「見守り活動」と「守秘義務」の取り組み方が提起されました。個別支援の際、身近な相談・支援者である児童委員は当該家庭の様子を窺つたり、訪問などの見守りをし、児童相談所に報告しています。児童相談所側からは、具体的な指示を得て見守りを行った児童委員の安心し、かつ、的確な動きができるといいます。しかし、指示を得ていらない場合はケース宅周辺を右往左往し、住民に怪しまれたり、積極的に聞き取り調査を行なったことで本人に気付かれ、その後の支援に支障をきたしたといった例があります。

このことから、児童相談所が児童委員に見守りを依頼する際は、具体的な方法や期間、頻度などの指示を出してもらうこととし、児童委員からも、積極的な指示を得ていくことを

確認しました。

「守秘義務」については、各民児協の定例会や児童相談所でのケース検討会議など、日頃から申し合わせることにより、情報の漏洩はほぼなくなり、改善が図られているとしながらも、関係機関の間での情報の共有について、情報の漏洩は

双方に認識の違いがあることが分かりました。これらの課題には、児童委員も常に迷いを感じています。その解決に向け、今後、様々な機会にこの課題を取り上げることにより、双方によるその時々に必要な確認作業の徹底を促すこと、また、研修を重ねることにより、児童委員全体の共通理解を深めて参ります。

そして、関係機関との信頼関係を確かなものにし、虐待により辛い思いをする親子を一組でも減らすための支援を展開して参りたいと思います。（生活支援担当・県民児協事務局）

平成十八年度教員免許特例法による社会福祉施設等での介護等体験事業説明会を開催

本会福祉人材センターでは、平成十年四月から教員になるための必須要件となつた、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下、介護等体験）に基づく平成十八年度の事業実施に向け、主に県内の大学等の事務担当者（三十二校）を対象とした説明会を行なった九月十四日に開催いたしました。

介護等体験は、急速に進む少子・高齢化により介護の担い手が不足していく将来を見据え、教員の資質向上の一貫として、特に義務教育学校の教員養成において、高齢の方や障害を持った方と触れ合う体験を持ち、その体

験を教育に生かしていくことが求められています。

平成十七年度の申込者等は表のとおりで、十八年度についても同数の申込者を見込んでいます。説明会では、四千名を超える申込者

がある中で、学生の都合による辞退や日程変更などに、より、受け入れ側の福祉施設では事前の準備や実習日の調整に困難をきたしている状況がたたいている状況があること、事前に施設側から必要とされた内容の健康診断・細菌検査を受けることへの理解を得たいくことなどを伝え、学校側から学生への心得指導などの徹底を図つていただくよう、お願いしました。また、本年度より全面施行された「個人情報保護法」を受けて、福祉施設側並びに学校・学生側双方とも個人情報の保護や守秘義務の徹底について適切な対応をはかるについても依頼しました。

平成十七年度実施状況

申込学校数	90校 (県内28校・県外62校)
申込者	4261人
受入施設	307施設



講座の企画からフォローアップまで

～生涯学習ボランティアの活躍～

地域の公民館などでは、趣味や教養などの各種講座が開催され、そこには多くのシニアの方が参加しています。

その講座に参加者としてではなく、生涯学習ボランティアとして企画・運営に携わるシニアの方もいます。参加する側から、企画する側へ。今号ではシニアの生涯学習ボランティア活動について紹介します。

「生涯学習ボランティア」と一言で言っても、最近増えてきているパソコンボランティアをはじめ、趣味やスポーツなどの指導、観光ガイド、講座・イベントの企画・運営など、その活動領域は幅広く、活動内容も多種にわたります。

また、活動の方法も、県や市区町村の生涯学習センターに指導者・講師として登録をし、依頼があった場合に活動する例から、自主的なグループをつくり独自に活動する例もあります。

いずれにしても、これまで培った経験や技術、あるいは自分が学習してきた成果を生かして、社会貢献をするべく、さまざまな学習活動の支援をしているのが生涯学習ボランティアです。

* * *

このような生涯学習ボランティアの中で、住民向けの講座の企画から運営、また講座修了後のグループ化支援など、フォローアップまでかかわっている活動もあります。

本紙で以前にご紹介をしたことがある「いせはら生涯学習ボランティア協会」も、こうした活動を行う生涯学習ボランティアの一つです。

もともとは伊勢原市が主催した「生涯学習ボランティアリーダー養成講座」の修了生が集まり活動を始めたグループです。

これまでに公民館と協働して、協会が企画・運営を行い、生涯学習講座を開催しています。例えば、薬草講座から「薬草を楽しむ会」が、園芸講座からは「愛・采・花」という修了生による自主グループが誕生しています。

講師も外部から招くこともあります、講座のテーマによっては、会員の中にそのテーマに合った知識を持った人がいることがありますので、その人が講師を務めることもあります。

また、市民による手作り講座のため、市民のニーズや関心もよく分かりますので、講座のテーマに反映させていくことも可能になります。

そうして、協会のメンバーが講座修了生のグループ化への支援にかかることで、その後も、グループ相互の活動の情報交換や、連携を密に図ることができ、活発な活動展開へつながります。

* * *

生涯学習ボランティアは、これまでの知識や経験、技術などを活かせる社会参加活動の一つです。シニアがこれまで受講するだけだった講座も、自分の得意なことを活かして企画・運営をする側へと立場を移すことにより、活躍の場はより大きく広がります。

センターからのお知らせ
～高齢社会を輝いて生きる～
あなたの元気サポート展開催

「安心して『元気』で暮り、趣味やスポーツ活動を通して『元気』に輝き、『元気』を地域活動に活かす」をテーマに開催します。この機会にぜひ自分の「健康」「地域」「将来の生活スタイル」を見直すきっかけになれば幸いです。

【開催日】平成十七年十月三〇日

(日)午前一〇時～午後四時
【会場】新都市プラザ(横浜そぞう地下二階正面入口前)

【内容】健康チェック、体力測定、ニユースポーツ紹介、自助具展示

・体験、IT機器の展示・パソコン体験、老人クラブ活動紹介、悪質商法被害未然防止啓発、防犯教室、ともしうボスター・絵本コンテスト入賞作品紹介、シニア短歌大会入賞作品展示等

【参加費】無料

このページに関するお問い合わせ
かながわ長寿社会開発センター
URL http://www.nenrin.or.jp/kanagawa
E-mail tyouju@jinskykyo.or.jp
FAX 045-0451-3116
TEL 312-3022
8734

今月の福祉資料室



「私のあるすめの本」

ケアする人だって不死身ではない

L.M. Blamey, M.L. Binney 著

高齢者、あるいは怪

F.L.C. (障害者が地域で主体的に生きる会) 会員
佐藤 雅一郎

いや病気で介護が必要とされる人口が増加し

つつある中、このような方々が在宅で生活を続けるためにその家族が介護をしているケースが多く、長期間にわたる場合は介護者の苦労、とりわけ精神的な辛労は多大なものといえる

でしょう。

心理学者である著者は本書で、そうした介護に携わる方々自身のセルフケアの大切さを訴え、その方法を示しています。

私自身日常生活において介護を必要とする身体ですが、無意識のうちに自己中心的になりがちです。介護を受ける側としても介助者との接し方について反省させられる一冊です。



2005年刊、北大路書房
定価2,415円(税込)

「福祉資料室」をご利用ください！

閲覧室のほか、文献検索、利用相談等のサービスを行っています。

◆利用時間：月～金(第3金曜、祝日、年末年始等を除く)の9時～17時

◆問合せ：☎ 045-311-8865
FAX 045-313-9341

◆インターネットでの資料検索
<http://www.progress.co.jp/members/jinskyakyo/tosyo/>

～「新着情報コーナー」ができました。ぜひご利用ください！～

今月のいちおし クリック！

「(福)中央共同募金会」のホームページをご紹介します

1947年の第1回から続いている「赤い羽根共同募金」。今年も12月31日まで活動いたします。

このホームページでは、各都道府県の地域福祉活動やボランティア活動など、共同募金の配分先・金額・使途を見る事ができるほか、子ども向けにも募金活動の目的などを紹介しています。

★ こんな変わった介護保険制度改正のポイント（全社協）
これから介護保険制度の利用やサービスの提供がどのように変わるのか、その全体像と改正内容のポイント、利

読み込みよう

こう変わる介護保

図書

福祉と呼べるのか（障害者生活支援システム研究会、瀧澤仁唱、かもがわ出版）
★ 地域福祉計画の理論と実践～先進地域に学ぶ住民参加とパートナーシップ（島津淳・鈴木眞理子、ミネルヴァ書房）
★ 第5版 社会福祉法人会計基準関係資料集（全社協）

★ 値値あり！
★ 保育者から見た保護者（白峰学
園保育センター）
★ 保護者とのコミュニケーションのとり
め（園保育センター）
★ 福祉教育活動事例集～学童・生徒のボランティア活動普及事業 地域指定の取
組（市町村社協経営改革開発推進委員会
報告書（大阪府社協同推進委員会）
★ 身体障害者補助犬法の現状と課題（財
日本盲導犬協会）

資料

り組み（山口県社協）
★ 介護保険見直しに伴うホームヘルパーに関するアンケート実態調査結果（）
ろ豊かな老後とともに考える会）
★ 神奈川県内障害者地域作業所、家庭内作業所、地域活動センターの名簿（神奈川県障害者地域作業所連絡協議会）
★ 社会福祉協議会ボランティアセンター、ボランティア・市民活動推進計画2005～2009（愛知県社協ボランティアセンター）
★ 川県障害者地域作業所連絡協議会）

★ 障害のある子どもの自然体験・交流活動プログラム～「ハート&ハートキヤンブ」の実践を通して（独立行政法人国立少年自然の家 国立山口徳地少年自然の家）



<http://www.akaihane.or.jp/>

役員会の動き

- ◇理事会＝9月15日・①正会員入会申込
み、②評議員の選任、③県社会福祉会館管理規程の選考、④県社会福祉会館管理規程の一部を改定する規程(案)、⑤17年度本会一般会計並びに特別会計補正予算(案)
- ◇新会員紹介
- 【経営者部会】(福希望)
- 【施設部会】特別養護老人ホーム「もれび、ライフ湘南、介護老人保健施設みどりの杜」
- ◇評議員会＝8月30日・①理事の選任
- 日本リウマチ友の会神奈川支部講演会
- ◇内容＝リウマチ患者の医療と福祉の向上と難病患者理解のための講演と療養相談会を開催。
- ◇日時＝11月5日(土)11時30分～15時50分
※(参加費、無料)
- ◇会場＝藤沢産業センター
- ◇申込〆切＝11月3日(木)
- ◇問合せ先＝日本リウマチ友の会神奈川支部(担当:高松)
- FAX 042-748-4416

(懇親会は17時)

- ◇会場・参加費＝県社会福祉会館、正・賛助会員五百円、一般参加者千円(懇親会参加者は別途)
- ◇連絡・申込先＝本会研修研究課気付「スレーベーションを広める会」
- FAX 045-311-1429
- FAX 045-313-0737
- ◇申込〆切＝10月21日(金)
- ◇申込〆切＝10月31日(月)
- ◇参加費＝三千円(宿泊費は別途)
- ◇問合せ＝湘南希望の郷(本谷・沼上)
- FAX 0466-48-4500

(日)11時30分

- ◇会場＝セミナーハウス湘南台(小田急線湘南台駅下車、徒歩10分)
- ◇申込〆切＝11月7日(月)から(毎週月曜～水曜・午前もしくは午後のコース)
- ◇参加費＝1回につき千五百円
- ◇会場＝県民共済馬車道ビル(横浜市中区元浜町)
- ◇内容＝「吸わない・賭けない・飲まない」をモットーに初心者の方に楽しく雀を貢えていただきます。仲間・健康・生きがいづくりを応援します。
- ◇日程＝11月7日(月)から(毎週月曜～水曜・午前もしくは午後のコース)
- ◇申込方法＝葉書またはFAXで住所・氏名・希望コース、マージャンの経験等を記入の上、応募
- ◇問合せ＝tvkサービス
- FAX 045-681-3919
- ◇内容＝「未成年者の飲酒問題とその防止」
- ◇内容＝第一部(基調講演)「自分を大切にしよう」第二部(パネルディスカッション)「未成年者の飲酒問題とその防止」
- ◇会場＝横浜市健康福祉総合センター
- ◇問合せ先＝若者の飲酒を考えるフォーム実行委員会事務局
- FAX 046-848-15550(内線254)
- ◇内容＝講義①「障害者福祉の展望を問う(講師・小峰和守)」②「障害者自立支援法案」障害者福祉制度の起点を掘り起こして(講師・五十嵐紀子)③「グランデザイン」このご時勢でもできることはあるのだろうか?(講師・立石真也)
- ◇日時＝11月26日(土)13時30分～11月27日
- ◇日時＝11月19日(土)13時30分～16時30分

RISO
オルフィス
HC5000

1枚刷りフル
カラー・5
内・毎分10
5枚の高速
フルカラーフ
リンター

NTTファシリティーズ

福祉施設づくりに、
私どもが誠意を持って
お手伝い致します。

東京都港区芝浦3-4-1
0120-72-73-74

E-mail: info@ntt-f.co.jp
<http://www.ntt-f.co.jp/architect/index.htm>

あなたの情報発信のお手伝い

KKI キカヘレ印刷

株式会社 神奈川機関紙印刷所
〒236-0004 横浜市金沢区福浦2-1-12
営業部 TEL045(785)1700代 FAX045(784)6902
制作部 TEL045(785)1786 FAX045(780)1588
<http://www.kki.co.jp/>



横浜市磯子区
洋光台6-20-6
TEL045-833-5112

リソグラフ正規代理店
株式会社八雲堂

子育ては地域のネットワークから サービスを生む・育てる(7)

地域における子育て支援の方法とその推進にあたっては、民間事業者やNPO、ボランティアなどの地域の様々な活動主体や人材の参画により、豊かな内容を含んだ活動の広がりが期待されています。

今回は、相模原市と厚木市の民生委員児童委員による住民の立場に立つた子育て支援の活動の事例を紹介します。

困ったときに役立てて欲しい

地域の子育て家庭を支援し、日常の中困ったときに相談できる窓口や民生委員活動の理解促進を兼ねて、相模原市星が丘地区民生委員児童委員協議会（以下、星が丘地区民協）では、八月初旬に冊子「子育て110番」を発行しました。

この冊子の発行目的や今後の取り組み等について、星が丘地区民協の野中敬一会長と庶務担当の杉崎繁和さんにお話を伺いました。

JR淵野辺駅と上溝駅の中間に位置し、住宅が隣接するこの地区には、人口約一万八千人（うち十八歳までの児童数は約三千五百人）が住んでいます。子育て支援事業として地域の自治会館において月に一回「子育てサロン」を実施してきましたが、その活動の中で見えてきたこととして「子ども

とどう接してよいか分からぬ」「（核家族化により）相談できる人がまわりに見当たらない」という声があり、育児不安や孤立している親がかなりいる状況を知りました。

星が丘地区民協の二十五名の民生委員は、それぞれが担当する地域でそのような問題を抱えている方々に個別に対応してきましたが、子育て中の親の多くは民生委員の存在すら知らないことも分かりました。

そこで親が困ったときに相談できる各種窓口をとりまとめたものを冊子化し、独立行政法人福祉医療機構の子育て支援基金の助成金により、約三千部を発行しました。冊子の内容は保育所や健康、虐待、急病等を項目ごとに整理しました。冊子の裏面には担当の民生委員等の氏名や

の所在地を盛り込んだ子育てマップも付いています。

冊子は名刺代わり

冊子は、子育て中の家庭とのつながりを持つことと、子育て家庭がそれぞれ担当する小地域内の対象家庭を一戸ずつ訪問し、直接手渡しで配付をしています。この配付に伴う声かけを継続しながら、



「子育て110番」は14頁の冊子で、この中に「子育てマップ」が入っています。

連絡先等を記入する欄が設けられていて、さらには「ときおり声をかけさせていただます」とも記載しており、冊子の配付をとおして顔が見える関係作りを大切にしています。

中学生が子育て事業に参加

東に相模川、西に中津川が流れ、国道129号が中心を走り南北に広がる厚木市依知南地区。静かな住宅地で田畠も多く、のどかな環境が特徴です。依知南地区民生委員児童委員協議会（以下、依知南地区民協）では八月二十四日、市立依知中学校で中学生の参加を得て「子育てサロン」を開催しました。この活動から期待されることについて小宮和子会長、石田伊志子主任児童委員にお話を伺いました。依知南地区民協では、三年ほど前から毎月一回サロンを地区の児童館で開催していましたが、夏休み時期は小学生等の利用が多くなるため八月はお休みしていました。地元中学校の「教育活動推進委員会」に民生委員の立場で参画し、子育てサロンのPRを行なつていたこともあり、中学校側より夏休み中に中学生を参加させたい、という話があつたことから、当日は中学校を会場に中学生十一名と乳幼児二十六名（保護者十六名）な

ど、総勢六十名を超える参加者に
より実施されました。

事前に手作りのおもちゃや名札
を中学生自身が自主的に作成し準備
をしましたが、当日は、最初はどうしていいか分からず泣き出す
子どもや、そっぽを向く中学生もいたとのことです。しかし十時から正午までの時間の経過と共に次第に積極的に声をかけて遊ぶようになり、次に参加できる機会を楽しみにしているのです。

行政と地域資源のネットワーク

現在、厚木市では地域の関係者が連携を図り、高齢者や障害者、子育て中の親など地域住民の福祉ニーズに対応して支えあえる地域

づくりを目的に、各地区市民センターを拠点とした「地域福祉推進委員会」を設置しています。依知南地区でも民生委員、校長、保育園施設長、自治会長等で委員が構成されていますが、地域の人々の福祉ニーズをどう汲み上げ、地域の人々の活動を育していくかを検討課題としており、子育てサロンの今後のあり方も含めて検討する予定のことです。

今回の中学校での取り組みから地区市民センターの伏見所長は「今後、地域に住むすべての人々の顔が見え、お互いに支えあえる地域となることを目指すきっかけになつた」と話され、また小宮会長も「世代を超えた事業として大き

な成果を得ました。子どもの育つ環境づくりは、地域の中で様々な人々の交流が生まれることではないでしょうか。そういう意味では、父親同士の交流場面も考えていましたし、そこから子育て中の父親や地域のお父さんをも巻き込んで子育て支援を行なつていきました、「今後の抱負を語られました。

今月の視点

七月下旬、内閣府では「少子化に対し歯止めをかけるためのアイデア」を登録者から募集しました。一万六千件余が寄せられ、その中で子育ての大切さの啓発や環境作りについて、「子育てを楽しく思うには、子どもに接する経験の多

さでは」「学校教育の中で乳幼児との接触の機会を取り入れ、命を考える教育を」「昔ながらの公民館活動のような人と人の繋がりを感じる場がほしい」といった意見がありました。

りました。

今回紹介した二地区的取り組みから、次代を担う子どもの育成環境の整備に向けては、子育てが家庭の中で閉ざされた営みとならないよう、地域社会全体での取り組みの大切さを感じました。(企画課)

○相模原市星が丘地区民生委員児童委員協議会(連絡先)相模原市地域福祉課 ☎ 042-176-19222
○厚木市依知南地区民生委員児童委員協議会(連絡先)依知南地区市民センター ☎ 046-1245-10436

ひと・ネットワーク 156

—高齢聴覚障害者の安らぎの場を—



神奈川県聴覚障害者
老人ホーム準備委員会
事務局 河原 雅浩

先日のニュースで、日本人の5人に1人は65歳以上の高齢者という発表があったように、日本は既に高齢化社会に突入しており、それとともに、介護を要する高齢者の数も増え、その中には聴覚に障害を持った高齢者の数も増えている状況にあります。

しかし今まで、神奈川県内には介護を要する高齢聴覚障害者が充分な介護を受けられ、安心して生活できるような施設はほとんどありません。

なぜなら、聴覚障害者と充分なコミュニケーションができ、聴覚障害者について充分な理解のある介護従事者は多くはいません。聴覚障害者がそのような施設を利用したとしても、職員たちと話が通じないため、希望する介護サービスを受けることはできず、また、周囲の入所者たちとも楽しく会話し、交流することもできません。これでは、彼らは心安らぐことはできないでしょう。

全国を見ても、聴覚障害者に対して充分な介護サービスを行うことができる施設は、北海道、京都、大阪、広島、福岡と数えるくらいしかありません。

私たちは、聴覚の障害が有る、無しに関係なく、全ての高齢者が自分に必要な、自分が望む介護サービスを受け、お互いに楽しく交流し、安心して幸せな生活ができるような施設を神奈川県内に作るために、これまで運動を続けてきました。

幸いなことに、2年前にある方から土地を提供する申し出があり、建設用地のめどがついたのを機に本格的な建設準備運動を始め、現在までに募金や物品の販売、寄附などのいろいろな方法で建設資金を集めています。

皆様にも、高齢聴覚障害者が置かれている状況をご理解の上、彼らが本当に安らげる場の一 日でも早い実現のために、是非ともご協力をしてくださいよお願いします。

FAX: 0466-26-5454

e-mail: VI4M-KWHR@asahi-net.or.jp

HOT

難病患者や家族の悩みを受け付けます

かながわ難病相談・支援センター（横浜市）

原因が不明で治療法がない、あるいは完治することが難しく二百種とも三百種とも言われている「難病」。これらの疾患にかかると精神的にも肉体的にもその苦痛は大きく、また経済的な負担をも強いられる等、家族全員が困難に直面します。社会的な偏見や無理解に苦しんでいる人も少なくなく、まさに本人の努力や家族の力だけでは受け止めきれない状況におかれてしまします。

本年七月、横浜駅西口そばのかながわ県民センター内に「かながわ難病相談・支援センター」が開設されました。今回は富田祐二所長に現在の取り組みや今後の課題などをお伺いしました。



難病患者本人からの相談や問い合わせに真摯に答えるスタッフ

したが、支援センターの設置に向け、本年六月、県難連は「NPO法人神奈川県難病団体連絡協議会」として再出発し、「かながわ難病相談・支援センター」事業の運営を担当することとなりました。

開所して三ヶ月あまり、電話相

によって症状が軽快しても、転職や再就職は極めて困難な状況にあります。だから、ハローワークと連携し、本人にとって適切な就労に結びつける相談を行っています。

富田所長は、「難病は完治が難しいので、患者一人一人のQOLをどう高めていくかが大きな課題です。患者自身やその家族が孤立せず、連帯感を持つてもらうために支援センターをぜひ活用をしてほしい。総合的な難病対策の確立として疾病的早期発見やりハビリテーションなどの医療体制整備、安心して療養できる医療・福祉の充実等課題が多い中ですが、医療機関や専門機関、県や市町村と連携をはかり患者の支援を行っていきたい」と展望を語られました。

FAX	045-045-045-1-321-312-321-1-265-1	かながわ難病相談・支援センター
	3400	〒221-10835 横浜市神奈川区鶴屋町2-124-2 かながわ県民センター14階 内線 （直通）

（企画課）

一社会福祉施設の設計監理

株式会社 安江設計研究所 YASUE & ASSOCIATES'Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808
TEL 03(3449)1771/FAX 03(3449)1772
URL: www.yasue-sekkei.co.jp
E-mail: yasue@yasue-sekkei.co.jp



新築・増築・改修等お気軽にご相談ください